

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件

西宮市長が西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和 6 年 11 月 13 日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

(別 紙)

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和6年11月13日

西宮市教育委員会

西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例

西宮市立山東自然の家条例（昭和63年西宮市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1人1泊につき600円
1人1泊につき1,200円

」

を

「

1人1泊につき650円
1人1泊につき1,300円

」

に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用（施行日の前日に宿泊した場合の使用を含む。）に係る使用料については、なお従前の例による。

(参考)

○提案理由

西宮市施設使用料指針に基づき、使用料を改定するため。

西宮市立山東自然の家条例新旧対照表

現行			改正後				
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）				
種別	区分		使用料	種別	区分		使用料
宿泊する 場合	宿泊 室	18歳未満又は 委員会規則 で定める者	1人1泊につき <u>600円</u>	宿泊 する 場合	宿泊 室	18歳未満又は 委員会規則 で定める者	1人1泊につき <u>650円</u>
		その他の者	1人1泊につき <u>1,200円</u>			その他の者	1人1泊につき <u>1,300円</u>
	テントサイト		1人1泊につき 300円	テントサイト		1人1泊につき 300円	
宿泊 しない 場合	/		1人につき300円	宿泊 しない 場合	/		1人につき300円
備考			備考				
1 西宮市内若しくは朝来市内に住所を有する者又は西宮市内若しくは朝来市内を所在地とする事業所に勤務する者若しくは学校に在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に10割を加算した額とする。			1 西宮市内若しくは朝来市内に住所を有する者又は西宮市内若しくは朝来市内を所在地とする事業所に勤務する者若しくは学校に在学する者以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に10割を加算した額とする。				
2 本表に掲げる年齢は、使用開始日の属する年度の初日におけるその者の年齢とする。			2 本表に掲げる年齢は、使用開始日の属する年度の初日におけるその者の年齢とする。				